

(供述調書等継続用紙)

## 被疑者弁解録取状況報告書

令和2年3月25日

警視庁公安部外事第一課長

司法警察員警視 名倉圭一 殿

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

安積伸介

被疑会社大川原化工機株式会社ほか3名に対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被疑事件につき、令和2年3月11日、被疑者島田順司の弁解を録取した状況は、下記のとおりであるから報告する。

記

## 1 被疑者人定

本籍

住居

職業 会社役員（大川原化工機株式会社取締役）

氏名 島田 順司（しまだ じゅんじ）

生年月日

## 2 弁解録取日時

令和2年3月11日午後1時57分頃

## 3 弁解録取場所

警視庁公安部外事第一課

## 4 取調べ担当者等

(1) 取調べ官

警視庁公安部外事第一課

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

司法警察員警部補 安積 伸介
(2) 立会補助者
警視庁公安部外事第一課
司法警察員巡查部長 山川 理
5 弁解録取時の状況
(1) 本職が被疑者に逮捕状を提示して閲読させた後、供述自由権を告げ、弁解録取書別紙を閲覧させながら、弁護人選任権や被疑者国選弁護制度を説明したところ、被疑者は「和田倉門法律事務所の高田弁護士を選任したいので連絡してください。」と申し立てた。
(2) 続いて本職が、逮捕状記載の被疑事実の要旨に対する弁解を被疑者から聴取し、弁解録取書を作成・印字し、その記載内容を読み聞かせた上、閲覧させたところ、被疑者は弁解録取書をしばらく閲覧した後、「はい。」と申し立て、同書の各葉欄外に指印した上、末尾に署名指印した。
(3) 本職はその後、約3分程かけて逮捕状等の捜査書類や持参した資料の整理を行い、立会補助者が弁解録取書を回収しようとしたところ、被疑者がいきなり「ちょっと待ってください。やはり内容が違います。私が確認しないで署名してしまいました。この署名はなしにしてください。」と語気強く申し立てた。
本職が被疑者に「どこが違うんですか。」と問い合わせると、被疑者は「私の言っていないことが入っているじゃないですか。たいして確認しないで署名してしまいました。社長、相嶋さんと『非該当で輸出する。』と決めたわけではありません。この内容では納得できません。この書類は処分、なかつたことにしてください。」と申し立てた。

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

本職は、興奮する被疑者を落ち着かせるためもあり、「ちょっと待ってください。」と言って取調室を退室し、別室にいた担当上司である当課司法警察員警部宮園勇人に現取調状況等について報告した。

(4) 数分後、本職が再度、取調室に入室し、被疑者から弁解を聴取したところ、被疑者は「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する。』との方針に基づき」のこの部分を削れば納得できます。後は、一字一句しっかりと読んで、納得できなかつたら署名しませんから。」と申し立てた。

本職が弁解録取書を訂正印字し、その内容を読み聞かせた後、閲覧させたところ、被疑者は「はい。これで大丈夫です。」と言いながら、弁解録取書の各葉欄外に指印した上、末尾に署名指印した。

その後、被疑者は本職に「先ほどの書類はなかったことにして下さい。」と興奮気味に申し立てたため、本職は被疑者を落ち着かせるため、被疑者の面前で最初に署名・指印した弁解録取書を二つ折りにし、取調室の机上に置いていた不要文書用の茶箱に入れた。

(5) 取調べ終了後の同日、警視庁丸の内庁舎7階事務室において書類整理を行った後、当該弁解録取書を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、本職の過失により裁断機で裁断してしまったものである。

## 6 弁解録取書の訂正箇所

訂正前の弁解録取書に

逮捕状を見せていただき、私に対する逮捕事実を確認しましたが、私は、弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤR L-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

夫から指示された『非該當で輸出する。』との方針に基づき、経済産業省に該非の判定基準を作成せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。

と録取し署名指印を求めたところ、被疑者は弁解録取書に署名指印した後に「社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された『非該當で輸出する。』との方針に基づき」を削除するよう申し立てたため、逮捕状を見せていただき、私に対する逮捕事実を確認しましたが、私は、弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤR L-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、経済産業省に該非の判定基準を作成せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。

と訂正した弁解録取書に署名指印したもの。

警 視 庁